

府市一体化・広域一元化に向けた条例の検討にあたって  
(検討の視点)

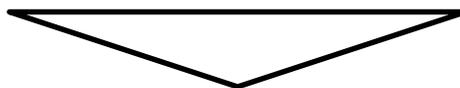
副首都推進局

## 過去の二重行政の大阪

- 大阪市は市域内、大阪府は市域外
- 府市の連携不足
- 府市それぞれで成長の方針・計画
- 大阪市が市内のまちづくり

## 現在の府市一体の大阪

- 大阪府域全体の成長の視点
- 府市で密接に連携
- 府市の成長戦略を一本化
- 府市一体で市内のまちづくり



- ◆ 過去の二重行政に戻すことなく、府市一体の大阪を継承・強化
- ◆ 今後の成長に関する方針の統一や一体的なまちづくり等に資する条例を速やかに制定することが必要

- 条例の対象については、副首都の実現に向け、成長やまちづくりの観点から以下のような施策分野や施策プロセスとしてはどうか
- 府市一体化・広域一元化の手法としては、以下のようなものを活用してはどうか
- あわせて、副首都推進本部会議の位置づけの明確化と役割強化や、既存の共同機関等の継続・発展を盛り込んでどうか

## 対象

### ① 施策分野

特別区制度で府移管とされたもののうち成長やまちづくりに関するもの

- ・「産業振興」
- ・「都市魅力向上」
- ・「まちづくり、都市基盤整備」 など

※ 消防・水道は、別途広域化検討

※ 身近な福祉、健康・保健、教育等の分野は対象外

### ② 施策プロセス

「①」に係る基本方針や計画

- ※ 具体の事業は各部局が、決定された基本方針や計画に基づき実施

## 手法

- ・基本方針等の副首都推進本部会議での決定
- ・まちづくり関連などの事務について、事務委託や機関等の共同設置等を検討

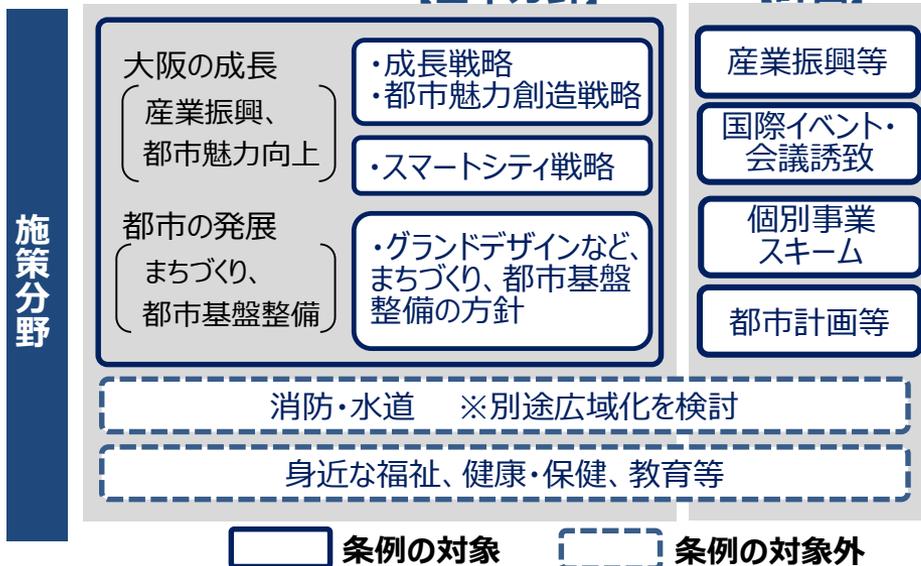
※ 法令権限については国との調整要

※ 事務委託・機関共同設置は、別途議決を経て規約を締結する必要

## 施策プロセス

### 【基本方針】

### 【計画】



具体の事業は府市各部局が実施

## 副首都推進本部会議の位置づけなど

### 副首都推進本部会議

- ・条例に明記し、地方自治法の「指定都市都道府県調整会議」よりも強固な仕組みを構築  
(本部長 (知事)、副本部長 (市長) →【本部長が議事を決定】 など)

### 既存の共同機関等

- ・既存の共同機関を条例に明記し、継続・発展させる